

デジタル・ガバメント技術検討会議について

〔平成 29 年 7 月 7 日〕
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議議長決定

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について（平成 14 年 9 月 18 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）第 4 項の規定に基づき、情報システムの適切な運用管理及びこれと一体となった業務改革等のより一層の推進に資するよう、デジタル・ガバメントの推進に係る技術的かつ専門的な検討等を行うため、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO 連絡会議」という。）に、次のとおり、政府 CIO 補佐官（「CIO 補佐官プール制の導入について」平成 25 年 1 月 9 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき配置された補佐官をいう。以下同じ。）等から構成されるデジタル・ガバメント技術検討会議（以下「会議」という。）を置く。

1 職務

会議は、デジタル・ガバメントに関する分野の推進における技術的、横断的な内容について、調査又は審議し、その結論を CIO 連絡会議に提案する。

2 構成

- ① 会議は、別紙の政府 CIO 補佐官の代表者から構成する。
- ② 必要に応じ、オブザーバーを追加するときは、議長が決するところによる。

3 議長及び議長代理

- ① 会議に、議長及び議長代理を置く。
- ② 議長は、構成員の互選により選任し、会務を整理し、議事を取りまとめる。
- ③ 議長代理は、議長が指名し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 タスクフォース

- ① 会議に、個別内容について、集中的に検討を行うため、議長が決するところにより、タスクフォース（以下「TF」という。）を置くことができる。
- ② TF に、主査及び副主査を置く。
- ③ TF の主査及び副主査は、議長が指名する者とする。
- ④ TF のメンバーは、7 名以内とし、主査及び副主査が議長と議長代理と協議の上、選定する。メンバーを変更するときも同様とする。

- ⑤ TFは、必要に応じ、有識者を招へいすることができる。
- ⑥ TFのメンバーの闊達な議論がなされるよう、審議は原則非公表とする。
- ⑦ TFにおいて、成案を得るときは、予め、他の政府CIO補佐官の意見を求めるものとする。

5 運営

- ① 会議の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室において処理する。
- ② 本決定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項及びTF間の調整事項については議長が、TFの運営に関し必要な事項についてはそれぞれのTFの主査が定める。

構成員	I T総合戦略室担当
	内閣官房担当
	番号制度推進室担当
	内閣法制局担当
	内閣府担当
	宮内庁担当
	公正取引委員会担当
	個人情報保護委員会担当
	金融庁担当
	消費者庁担当
	復興庁担当
	総務省担当
	法務省担当
	外務省担当
	財務省担当
	文部科学省担当
	厚生労働省担当
	農林水産省担当
	経済産業省担当
	国土交通省担当
	環境省担当